

利 用 上 の 注 意

1. この「結果の概要」は、確報集計結果に基づくものであり、平成 25 年 1 月に公表した速報集計結果とは異なる場合がある。
2. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。
 - ① 国及び地方公共団体の事業所
 - ② 日本標準産業分類大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
 - ④ 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
 - ⑤ 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所
3. 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成 23 年 1 年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。
4. 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行った。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 売上（収入）金額等一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業）を対象として集計した。
6. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、「平成 21 年経済センサス-基礎調査」等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。
7. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。

「x」は、集計対象となる事業所（企業）が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所（企業）に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
- ・ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が 1 人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2. 従業者

平成 24 年 2 月 1 日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

3. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 23 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき分類している。なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類している。

4. 経営組織

- ・ 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

- ・ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

- ・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

- ・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

- ・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

5. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としている。

6. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

7. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 23 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類している。

8. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

9. 費用

ア 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。なお、「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人は経常費用としている。

イ 売上原価（個人経営、「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人を除く。）

費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

ウ 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））

役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

エ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く。）

営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税についてを含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

10. 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。具体的には、以下の計算式を用いている。

$$\begin{aligned}\text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}\end{aligned}$$

なお、付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃
農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

集計及び公表予定

集計区分				集計内容	公表時期	報告書体系	
確報集計	1 事業所に関する集計	(1) 産業横断的集計	① 事業所数、従業員数	1) 基本編	地域、産業（中分類・小分類・細分類）、経営組織別等の基本的な分類事項について、事業所数、従業員数を表章。	平成25年 8 月	第一巻 事業所数及び従業員数に関する集計 その1 総括表 その2 都道府県・市区町村表
			2) 詳細編	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、従業員規模、開設時期別等の詳細な分類事項について、事業所数、従業員数を表章。	平成25年11月		
			3) 存続・新設・廃業別集計編	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、存続・新設・廃業別の事業所数、従業員数等を表章。	平成26年 2 月	—	
		② 売上金額等（収入）	1) 基本編	地域、産業（大分類・中分類・細分類）、事業活動別等の基本的な分類事項について、売上（収入）金額及び付加価値額等を表章。	平成25年 8 月	第二巻 事業所の売上（収入）金額に関する集計 その1 総括表 その2 都道府県・市区町村表	
			2) 詳細編	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、従業員規模、開設時期別等の詳細な分類事項について、売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成25年11月		
			3) 存続・新設・廃業別集計編	産業（小分類）、存続・新設別の売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成26年 2 月		—
		(2) 産業別集計	① 鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業について、地域、産業（小分類・細分類）、品目分類別等に、事業所数、従業員数、売上（収入）金額等を表章。	平成25年 8 月	第五巻 鉱業、採石業、砂利採取業に関する集計	
			② 製造業	1) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章。	平成25年 8 月	第六巻 その1 製造業に関する集計 品目編
				2) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業員規模別統計表、産業中分類・都道府県・大都市別統計表を表章。	平成25年 8 月	第六巻 その2 製造業に関する集計 産業編
				3) 用地・用水編	産業（中分類・細分類）別に、事業所数、従業員数、製造品出荷額等、敷地面積、用水量（水源別）等を表章。	平成25年 8 月	第六巻 その3 製造業に関する集計 用地・用水編
				4) 市区町村編	市区町村別に主要項目を表章。市区については産業中分類別に表章。	平成25年 8 月	第六巻 その4 製造業に関する集計 市区町村編
				5) 工業地区編	工業地区・産業（中分類・細分類）別に主要項目等を表章。ただし、細分類別は上位60位以内の産業のみ。	平成25年 8 月	第六巻 その5 製造業に関する集計 工業地区編
	6) 詳細情報			地域、産業（中分類・細分類）、従業員規模別に、詳細な事項について表章。	平成25年 8 月	第六巻 その6 製造業に関する集計 詳細情報（電子媒体のみ）	
	③ 卸売業・小売業		1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業員規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を表章。	平成25年11月	第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その1 産業編（総括表）	
			2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成25年11月	第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その2 産業編（都道府県表）	
			3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成25年11月	第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その3 産業編（市区町村表）	
			4) 業態別統計編（小売業）	小売事業所について、主に都道府県別の業態分類別の統計表を表章。	平成26年 2 月	第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その4 業態別統計編（小売業）	
	④ サービス関連産業 B		サービス関連産業 B について、地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）別に事業所数、従業員数、売上（収入）金額等を表章。	平成26年 2 月	第八巻 建設業、医療・福祉、学校教育及びサービス業に関する集計		
	⑤ 医療、福祉		医療、福祉について、地域、産業（細分類）別に事業所数、従業員数、売上（収入）金額等を表章。	平成26年 2 月			
	2 企業等に関する集計	(1) 産業横断的集計	① 企業等数、従業員数	1) 基本編	地域、産業（大分類・小分類）、経営組織別等の基本的な分類事項について、企業等数、従業員数等を表章。	平成25年 8 月	第三巻 企業等数及び従業員数に関する集計
				2) 詳細編	地域、産業（大分類・中分類）、企業常用雇用者規模、資本金階級別等の詳細な分類事項について、企業等数、従業員数等を表章。	平成25年11月	
			② 経理事項等	1) 基本編	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、事業活動別等の基本的な分類事項について、企業等数、従業員数、経理事項等を表章。	平成25年 8 月	第四巻 企業等の売上（収入）金額及び費用に関する集計
				2) 詳細編	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、企業常用雇用者規模、資本金階級別等の詳細な分類事項について、企業等数、従業員数、経理事項等を表章。	平成25年11月	
		(2) 産業別集計	① 建設業及びサービス関連産業 A		建設業、サービス関連産業 A について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業員数、売上（収入）金額等を表章。	平成26年 2 月	第八巻 建設業、医療・福祉、学校教育及びサービス業に関する集計
			② 学校教育		学校教育について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業員数、学校等種類別収入内訳を表章。	平成26年 2 月	